

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づく「くろまぐろ」の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項及び青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（別添）青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（第4管理期間）第4の3の（1）に基づき、本県の採捕の数量を公表します。

平成30年10月12日
青森県知事 三村申吾

記

1 第1種特定海洋生物資源の種類
くろまぐろ

2 管理期間
平成30年7月1日から平成31年3月31日まで

3 知事管理量に対する採捕の数量の割合（9月末現在）

30キログラム未満の小型魚	43.5%
（採捕の数量92.4トン／知事管理量212.5トン）	
30キログラム以上の大型魚	29.6%
（採捕の数量118.6トン／知事管理量401.0トン）	

県計画第3に定める割当量に対する採捕の数量の割合 別添のとおり

4 知事管理量の対象となる採捕の数量が当該管理量を超えると見込まれる時期
未定（漁場形成等が例年と異なり、推定することが困難であるため）

(別添)

漁業協同 組合名	採捕の 種類の別	小型魚／ 大型魚の別	割当量 (トン)	漁獲実績 (トン)	割当量に対する採捕 の数量の割合(%)
猿ヶ森	定置漁業	大型魚	0.2*	0.1587	79.4
尻屋	定置漁業	小型魚	3.8	3.2990	86.8
小泊	承認漁業等	小型魚	26.2	20.8229	79.5
竜飛今別	承認漁業等	小型魚	0.1*	0.0880	88.0
大間	承認漁業等	小型魚	4.4	4.2724	97.1

*印は留保枠取り扱い分